

申請受付開始のご案内

高校生等奨学給付金 **早期給付**

奨学給付金は、高校生の修学において必要となる教科書費や学用品費など、授業料以外の教育費を支援する制度です。

支給要件を満たす方は、申請により返済不要の給付金が支給されます。

早期給付とは

早期の給付を希望される新入生の保護者等を対象に、年額の一部を前倒して給付するものです。

●主な支給要件

1. 基準日（R8.4.1）に保護者等が茨城県内に在住していること。
2. 保護者の世帯が、①、②のいずれかに該当すること。

①生活保護（生業扶助(高等学校等就学費)）受給世帯

生業扶助(高等学校等就学費)を受給していない場合は②の対象者として扱います。

②住民税所得割額が0円（非課税）の世帯

道府県民税 及び 市町村民税の合算額で判断します。

※7月以降に申請受付を開始する「通常給付」においては、中所得世帯への支給対象拡充を予定しています。

●高校生1人あたりの早期支給額（年額の1/4）

区分	全日制・定時制	通信制・専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯	8,075円	8,075円
住民税所得割額 非課税世帯	35,925円	12,625円

※ 早期給付受給者が年額（残り3/4）の受給を希望する場合は、再度申請が必要です。

●申請方法 ☆申請後、認定となった場合は、約3か月後に口座振込で給付金を支給します。

奨学給付金の受給申請書に必要事項を記入し、関係書類を添付の上、以下の提出先へ提出してください。

【提出先】

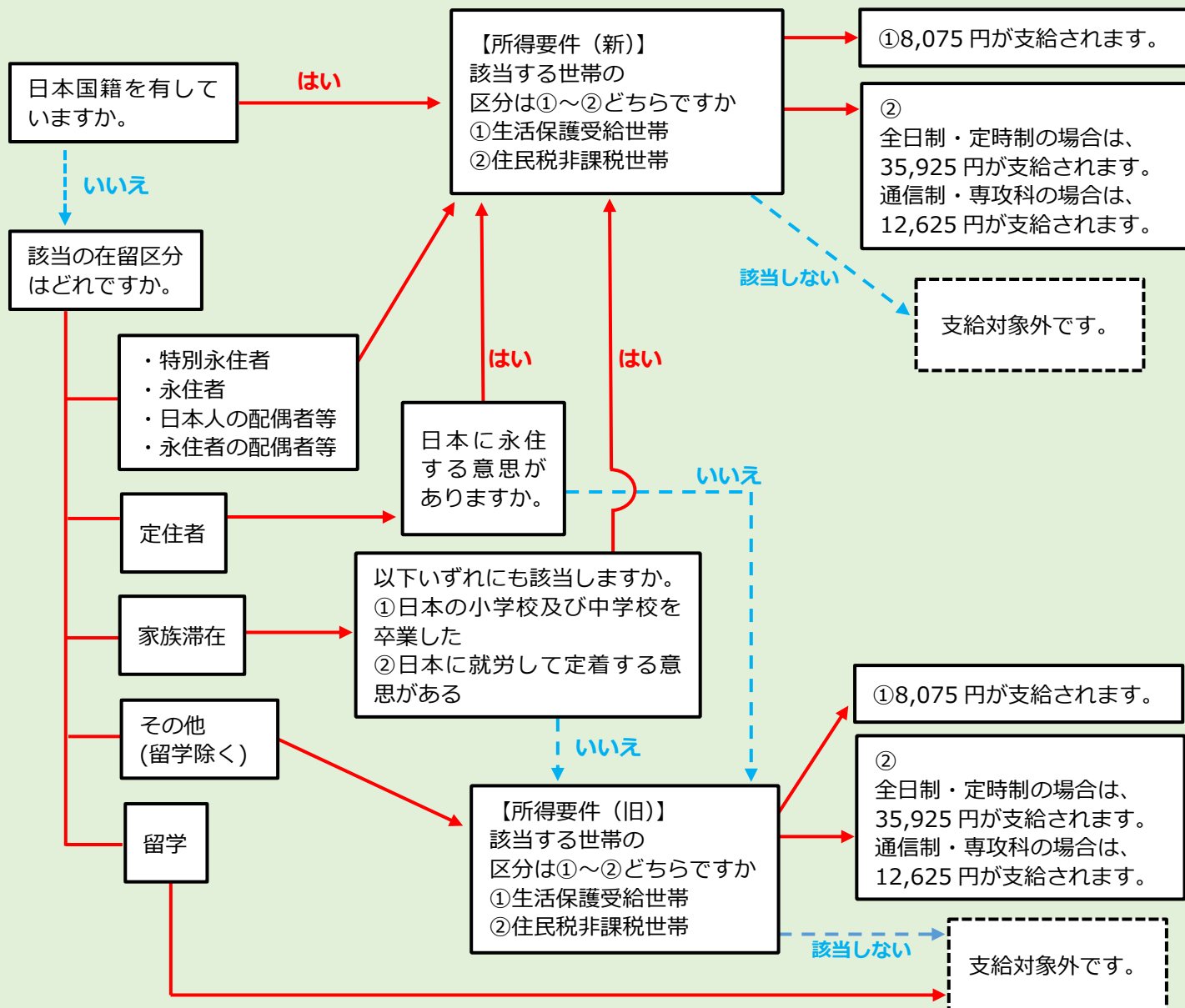
- ・生徒が栃木県、埼玉県、千葉県(一部)の公立高等学校等 又は 茨城工業高等専門学校に在学する場合 ⇒ 在学する学校
- ・生徒が上記以外の公立高等学校等に在学する場合 ⇒ 茨城県教育庁財務課

支給対象確認及び申請書類については裏面に記載

【問い合わせ先】 茨城県教育庁財務課 TEL : 029-301-5169
〒310-8588 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

(裏面)

<奨学給付金（早期給付）に係る支給対象・金額確認シート>



●申請書類

申請者全員

- ・受給申請書 金融機関・支店・口座番号・口座名義が確認できるもの
- ・口座振替依頼書、通帳の写し
- ・在学証明書（基準日現在在学していることを確認できる書類）

記載したものの以外の追加書類を提出いただく場合があります。ご了承ください。

+

日本国籍

- ・生徒の住民票（本籍の記載があるもの）
- ・生活保護(生業扶助)受給 世帯の場合
→生活保護受給証明書
※生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できる書類
- ・住民税所得割額が非課税の世帯の場合
→保護者等全員分の R7年度（非）課税証明書

日本国籍以外

- ・生徒の在留カードの写し 又は 住民票 等（国籍・在留資格・在留期間の記載があるもの）
- ・生活保護(生業扶助)受給世帯の場合
→生活保護受給証明書
※生業扶助（高等学校等就学費）の受給が確認できる書類
- ・住民税所得割額が非課税の世帯の場合
→保護者等全員分の R7年度（非）課税証明書